

国民の多くが総論賛成の立場をとっていたと言われる介護保険法が昨年の12月9日に成立した。不景気という厳しい環境の中で、更に国民に自己負担を強いる介護保険はいよいよ2000年にスタートすることになった。介護保険とセットになった「ケアマネジメント」の準備を各自治体は先行して進めている。ケアマネジャーの育成も加速してきている。しかし、その中身について十分コンセンサスが得られているわけでもないようである。特に、公的介護保険との関係、ケアマネジメントということばの持つ意味あるいは範囲、ケアマネジャーの資質、実際の進め方、そして理学療法士に求められる役割等について解説が求められる。それらの疑問に答えるために、介護保険とケアマネジメントの第一人者である白澤政和氏にかなり欲張った解説をお願いをした。また、理学療法士から見たケアマネジメントとケアマネジャーについて論じていただいた。

■介護保険とケアマネジメント(白澤政和論文)

介護保険制度を概説する中で、介護保険でのケアマネジメントの位置づけを明らかにする。他方、ケアマネジメントの考え方や方法を示すことで、介護保険下でのケアマネジメントの「ニーズ主導アプローチ」の立場から基本的に評価する。同時に、介護保険下でのケアマネジメントについて、ケアプラン作成機関、介護支援専門員、援助対象者、ケアマネジメントの内容それぞれについて検討されなければならない課題とその解決方法を提示する。

■サービス資源のマネジメントとケアマネジメント(橋本伸也論文)

ゴールドプランによって本格化した高齢者サービスの資源整備は、介護保険の導入を契機に転換期を迎えた。サービス資源の整備は、要介護・要支援のニーズと給付の均衡を裏づけるものとなった。介護保険における主要な給付サービスは居宅サービス、施設サービスおよび予防給付であり、多くは現行の福祉、保健、医療からの移行であるが、介護保険によって、従来、福祉、保健、医療にまたがっていた介護に関わるサービスは、一元的な利用が可能となった。今後のサービス資源の整備には、サービスの必要時間量などによるサービス資源のマネジメント、目標による事業管理などの位置づけが求められる。リハビリテーションに関わる理学療法士には、継続的な変化を捉えてケアマネジメントに反映させる役割が求められる。

■介護支援専門員としての理学療法士の役割(吉川和徳論文)

平成9年12月17日に、市町村および特別区が保険者となり、第1・2号被保険者に対し、在宅12種類、施設3種類の介護サービスを給付する介護保険法が交付された。サービス給付にあたっては介護支援専門員が介護サービス計画を立てることが多くなる。介護支援専門員には、生活障害をアセスメントする視点と、日常生活活動と身体障害に関するアセスメント能力が求められる。

■老人保健施設におけるケアマネジメント(長尾邦彦論文)

高齢障害者が生活の場において、安全で安心でき、かつ質の高い生活を送るためには、ケアマネジメントの視点に立った継続性のあるチームアプローチを実施していく必要がある。そこで、老人保健施設の役割は、住宅支援サービスを提供する諸機関と有機的な連携を図り、地域リハビリテーションシステムを構築し、地域の実状に応じた形でケアマネジメントを定着させるよう努力していくことである。

■地域におけるケアマネジメントー理学療法士の自己管理能力の視点からー(備酒伸彦、他論文)

地域ケアを考える時に、「生活の再建」や「生活への支援」という語は欠くことのできないものである。本論では、対象者や家族の生活再建に関わる理学療法士が備えておくべき知識として「ADLと生活」を、備えておくべき資質として「理学療法士自身の自己管理能力」を取り上げ、両者について事例等を交えながら考察する。